

議案第 47 号

調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月14日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の要件を改めるとともに規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年調布市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「都道府県知事」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」に改める。

附則第3項中「平成32年」を「令和2年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。